

返戻金制度に関する事項

1. 受託者の紹介した人材が委託者に入社後、以下の各号に定める期間内に当該人材の責めに帰すべき事由により退職（当該人材の自己都合による退職を含み、会社都合による退職を含まない。）又は解雇（整理解雇を含む会社都合による退職を含まない。）に至った場合、受託者は、委託者に対し、以下の各号に定める期間に応じ、各個別契約にて定めた人材紹介料を返還する。
 - (1) 入社後 1 か月以内
 - (2) 入社後 1 か月超～3 か月以内
 - (3) 入社後 3 か月超～6 か月以内
2. 受託者は、前項により返還すべき人材紹介料を、当該人材の退職又は解雇日の属する月の翌月末日までに、委託者の指定する金融機関口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は受託者の負担とする。
3. 受託者、委託者双方が上記内容の変更に合意した場合は上記の限りではない。